

7 月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和 7 年 7 月 2 4 日（木）
- 2 場所 藤井寺市立市民総合体育館 心技館 会議室①
- 3 案件
 - 日程第 1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第 2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第 3 教育長の報告について
 - 日程第 4 報告第 1 3 号 藤井寺市生涯学習審議会委員の委嘱について
 ・ ・ ・ 資料 1（生涯学習課）
 - 日程第 5 報告第 1 4 号 令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）について
 ・ ・ ・ 資料 2（教育総務課）
 - 日程第 6 報告第 1 5 号 教育委員会の後援名義等使用について
 ・ ・ ・ 資料 3（教育総務課）
 - 日程第 7 その他報告事項
 - 令和 7 年第 2 回定例市議会一般質問について
 ・ ・ ・ 資料 4（教育部長・教育監）
 - 令和 8 年度使用教科用図書の採択について
 ・ ・ ・ 資料 5（学校教育課）
 - 市立市民総合体育館耐震補強等工事について
 ・ ・ ・ 資料なし（スポーツ振興課）
- 4 出席委員

教育長	見浪 陽一	
教育委員(教育長職務代理者)	足立 義幸	
教育委員	富山 昌克	
教育委員	原 明子	
教育委員	永井 由美子	
- 5 教育部出席者

教育部長兼次長	大山 哲也	
教育監	寺田 剛	
教育総務課長	中村 真也	
生涯学習課長	辻野 智一	
学校教育課長	田中 守	
文化財保護課長	新開 義夫	
スポーツ振興課長	八木 淳一	
図書館長	國頭 順子	
- 6 欠席
- 7 書記 教育総務課主幹 田名出 隆行
- 8 傍聴者 0 人

午後 2 時 0 0 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、7 月定例教育委員会会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、永井委員よりお願いいたします。

続きまして、前回令和 7 年 6 月 2 6 日の定例教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告を行います。

委員の皆様もご存知のことと思われませんが、女子児童の盗撮画像などを教員らで構成する SNS 上のグループで共有していたとして名古屋と横浜の市立の教員が逮捕された事件がありました。その後も教員による教室への隠しカメラの設置などの事案が報道されており、これらの事件は、学校、教員に対する児童生徒・保護者の信頼を根底から揺るがすものと強い危機感を持っております。

7 月 1 日には文部科学省より、「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」という通知文書が発出され、それに併せまして、本市教育委員会におきましても、教室やトイレ更衣室等を点検するとともに、その結果について児童生徒・保護者に周知することや児童生徒・保護者に対してハラスメント相談窓口を再度周知することなどを内容とする文書を、各校に通知したところでございます。なお、各校ともにすでに点検いただき、その結果についても周知したところでございます。

今年度当初の藤井寺市重点教育課題においても、児童生徒へのわいせつ行為は原則懲戒免職であることを記載しており、引き続き教職員の服務規律の徹底に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 点目といたしまして、7 月 7 日に道明寺南小学校で 5・6 年生を対象に、「ものづくり教室」が開催されました。

これは、大阪府技能士会連合会等のご協力により実現したもので、いろいろな分野のものづくりの匠の方に来ていただいて、「石のハンコづくり教室」や「美しい木工教室」など、10 の「匠によるものづくり教室」が開設されました。

当日は校区の地域の方や保護者の方々にも参加いただいて、見守っていただきながら、子どもたちが技能士の方々の指導を受けて、目を輝かせてものづくりに打ち込んでいる姿は非常に印象的でした。これを機会に、ものづくりの楽しさや奥深さを体感してもらえればと思います。

以上報告とさせていただきます。

それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が 0 件、報告事項が 3 件、その他報告事項が 3 件となっております。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 1 項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任

等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

まず、報告第13号 藤井寺市生涯学習審議会委員の委嘱について、生涯学習課長、説明願います。

○辻野生涯学習課長

それでは、報告第13号 藤井寺市生涯学習審議会委員の委嘱について、ご報告させていただきます。

令和6年7月1日より藤井寺市生涯学習審議会委員を委嘱しておりますが、今回、委員2名の退任による後任の委嘱を行いました。

まず、藤井寺市立学校園PTA連絡協議会会計監査の阪倉 隆仁（さかくら たかひと）氏が会計監査の役職をご退任されたため、後任の仲井 茂騎（なかい しげき）氏に委嘱いたしました。

続いて、藤井寺市商工会事務局長の尾松 啓祐（おまつ けいすけ）氏のご退職により、後任として藤井寺市商工会課長の竹岡 栄徳（たけおか ひでのり）氏に委嘱いたしました。

なお、後任の2名の任期は生涯学習審議会条例第4条の規定の通り、前任者の残任期とし、令和8年6月30日までとなっております。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第13号 藤井寺市生涯学習審議会委員の委嘱について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第14号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

それでは、報告第14号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

まず、一番上に記載の補正額、市全体での補正額は1,603万4千円となっております。教育委員会事務局分について、歳出といたしましては下段に記載の通り、3課分として合計で389万9千円となっております。

教育総務課といたしましては、通信運搬費としまして188万5千円を計上しております。内容につきましては、リモートアクセスのソフトのライセンス利用料でございます。10校で40アカウント、その1年間分の費用となります。こちらは、教職員が自宅に居ながら学校の校務系サーバーにリモートでアクセスし、仕事ができるようにするためのものです。子育て世帯や親の介護など、様々なライフステージの教職員がおります。子どもが発熱し急に呼び出しがあり、自宅に戻らないといけないということも実際にあります。そんな場合に、現在ですと仕事をするためには再度学校に戻らないといけないのですが、そのまま自宅に居ながら仕事ができるようにすることで移動の時間が削減できますし、ご家族も側にいることで安心できるということで、教職員の精神的、肉体的な負担軽減につながるものです。

続きまして、その下の小学校費の消耗品6万円、施設備品12万7千円、中学校

費の消耗品 2 万 4 千円、施設備品 5 万 3 千円及び、その下の学校教育課の手数料も含めまして、これらはすべて同じ理由によるもので、給食の配膳員に関係するものとなります。現在、小中学校 10 校のうち、児童生徒数の多い 3 校（藤井寺小学校、道明寺小学校、第三中学校）につきましては配膳員を 3 名体制で運営しており、その他の 7 校につきましては 2 名体制で運営を行っておりますが、3 名体制の学校では年休を取りやすい環境にあり、2 名体制の学校では年休を取りにくいという現状となっております。今回、勤務条件に違いがあるというところを問題視しまして、すべての学校をこの 10 月から 3 名体制にすることといたしました。その雇用に係る費用につきましては、現在 4 時間勤務のところを一律 3.5 時間勤務とすることで 7 名増員分の費用を捻出しておりますので補正は行わないのですが、消耗品につきましては、新しい配膳員さん用の給食白衣や帽子の費用、施設備品は更衣ロッカー、机といすを追加する費用、そして、学校教育課の手数料は、増員される配膳員さんの健康状態を図るための法的に定められた検便の費用となっております。

続きまして、文化財保護課につきましては新開課長から説明を行います。

○新開文化財保護課長

続きまして、文化財保護課からご説明させていただきます。委託料としまして、170 万 5 千円を計上しております。これは史跡古市古墳群古室山古墳に生育しております桜の木につきまして、クビアカツヤカミキリの被害や老朽化などのために立ち枯れなどの損傷を受けているものを伐採・剪定する文化財用地管理のための経費となります。また、併せて史跡国府遺跡で立ち枯れの認められる桜の伐採も行います。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第 14 号 令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第 15 号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

それでは、報告第 15 号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、令和 7 年 6 月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料 3 の 7 件でございます。

以上、藤井寺市教育員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第 3 条第 2 項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第 15 号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、その他報告事項が 3 件ございます。まず、令和 7 年第 2 回定例市議

会一般質問について、教育部長、教育監、説明願います。

○大山教育部長、寺田教育監

《市議会 6 月定例会一般質問について報告》

○見浪教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、令和 7 年第 2 回定例市議会一般質問について、承認ということにさせていただきます。

次に、令和 8 年度使用教科用図書の採択について、学校教育課長、説明願います。

○田中学校教育課長

それでは、令和 8 年度使用教科用図書の採択について、ご説明させていただきます。資料 5 をご覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の採択については、使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないと定められています。資料 5 は、大阪府教育委員会が府内の義務教育諸学校における教科書採択事務についての基本事項を定め、通知したものになります。2 ページ目が、令和 8 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項となります。「1 市町村教育委員会における採択の基準について」の（1）をご覧ください。「小・中学校及び義務教育学校の令和 8 年度使用教科用図書については、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部および中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。」とありますように、令和 8 年度の教科用図書については今年度と同一のものを採択するものとなっております。本市においてもそれに従い、4・5 ページに示している今年度と同一のものを採択することとします。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、私から質問させていただきますが、「採択することとします。」とありましたが、こちらは決定するにあたって今後何かしらの手続き等が必要になるのですか。

○田中学校教育課長

採択する教科書について、大阪府に報告することとなっておりますので、承認いただきました後に報告をさせていただくことになります。別途、手続き等はございません。

○見浪教育長

他に何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、次に、市立市民総合体育館耐震補強等工事について、スポーツ振興課長、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、市立市民総合体育館耐震補強等工事について、ご報告させていただきます。資料はございません。

このたび、当該工事にかかる議会の議決を受け、7月23日（水）から体育館本館の使用を停止し、工事に着手いたしました。

なお、心技館剣道場、柔道場、一部を除く会議室並びに、体育館敷地内の屋外体育施設につきましては、工事期間中におきましても施設の貸出は継続いたします。施設利用者の駐車場や体育館敷地内への進入経路等につきましては、市のホームページ等により周知するとともに、施設利用者の安全確保に努めます。

以上、スポーツ振興課からのご報告とさせていただきます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、7月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時48分